

序章 計画作成の目的

1 計画作成の背景と目的

水俣市は、熊本県の最南端にある都市です。西側は八代海（不知火海^{しらぬいかい}）に面し、残る三方を山地に囲まれています。水俣の名前の由来である水俣川と湯出川は、それぞれ市の東部、南部から流れ、河口から2km上流で合流して八代海に注いでいます。海岸部は、リアス海岸、海岸段丘、大きな湾があり、変化豊かです。山地は、海岸部に迫り、市域の7割を占めています。本市の人々は、このような多彩で変化に富んだ自然環境の中で暮らしてきました。

その中で生まれた多種多様な文化財が、市内の各地で地域の宝として受け継がれています。その価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私たちが担うべき重要な役割です。しかし、本市では、急速に過疎化・高齢化が進行し、市の財政もひっ迫する中で、文化財を取り巻く現状は、厳しい状況となっています。

人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や活力の低下は、文化財継承の担い手の不足や歴史文化への住民の関心の低下を招き、お堂や神社など、これまでのように個人や地域で守ることが困難になった文化財や、管理主体が不明になっている文化財が増えつつあります。各種の方策を講じるとともに、様々な形で市民の方々に継承に関わっていただく必要があります。

さらに熊本県では、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨など災害による文化財の損壊が相次いで発生し、防災対策も求められています。

近年では、観光振興や地域活性化などの観点から、文化財をまちづくりなどに活かす動きが広まりつつありますが、本市では観光振興や地域活性化の面での文化財の活用の認識は、まだ十分ではありません。本市の代表的な文化財である水俣市立蘇峰記念館や徳富蘇峰・蘆花生家については、市内を巡る観光周遊の拠点になり得る存在ですが、老朽化による維持補修費の増大や来館者の減少が課題となっています。

以上のような文化財を取り巻く課題などを踏まえ、第6次水俣市総合計画（2019年度～2026年度）が掲げる将来像「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向けて、市民および地域、行政などの多様な主体のもと、本市における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくための指針かつ行動計画となる「水俣市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

この計画により、文化財の価値を市民で共有し、保存・活用の取組を行うことは、市民意識の向上や地域の誇りの醸成につながります。また、文化財を適切に観光に活用することで、来訪者の増大が産業へ波及し、それが文化財の保存・活用の財源確保につながるだけでなく、来訪者の目に触れ評価を受けることで、来訪者を受け入れる側にもその価値が再認識され、市民の誇りが育まれていきます。文化財を次世代へと継承していくためには、保存・活用の双方の取組が重要であり、この好循環を作り出すことが、地域計画の大きな目的です。

2 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である水俣市総合計画と歩調を合わせるため、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

計画期間内に計画の変更を行う必要があるとき、次の内容がある場合は文化庁長官へ変

更の認定を受けます。

- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

これ以外の軽微な変更を行った場合は、変更の内容について、熊本県及び文化庁へ情報提供します。

なお、地域計画の実施のために第 10 章に掲げる文化財の保存・活用の推進体制のもと、適切に進捗管理を行い、次期水俣市総合計画の第 1 期基本計画の最終年度となる令和 12 (2030) 年度に中間評価、第 2 期計画の最終年度となる令和 16 (2034) 年度に総合評価を行い、必要な見直し、修正を行って次期の地域計画へと反映させます。

年度	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15	令和 16
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
水俣市 総合計画	第 6 次 総合計画		第 7 次 総合計画 (8 年間)							
	第 2 期 基本計画		第 1 期 基本計画 (4 年間)				第 2 期 基本計画 (4 年間)			
水俣市 文化財保存 活用地域計画	第 1 次 文化財保存活用地域計画 (10 年間)									
	中間評価								総合評価	

図 1 水俣市文化財保存活用地域計画の計画期間

3 計画の位置付け

(1) 関連する計画

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく『市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画』に位置付けられるものです。また熊本県の大綱「熊本県文化財保存活用大綱」を勘案しました。

本市では、最上位計画である「第 6 次水俣市総合計画」が掲げる基本目標の一つである「豊かな心で未来に挑戦する人づくり (教育・文化)」に属する、本市の文化財行政に係る個別計画に位置付けられます。

また、本計画は、関連する個別計画でも特にかかわりが深い「水俣市教育振興基本計画」「水俣市観光振興計画」「水俣市都市計画マスタープラン」「水俣市 SDGs 未来都市計画」「水俣市地域防災計画」をはじめ、そのほかの関連計画とも整合・連携したものとします。

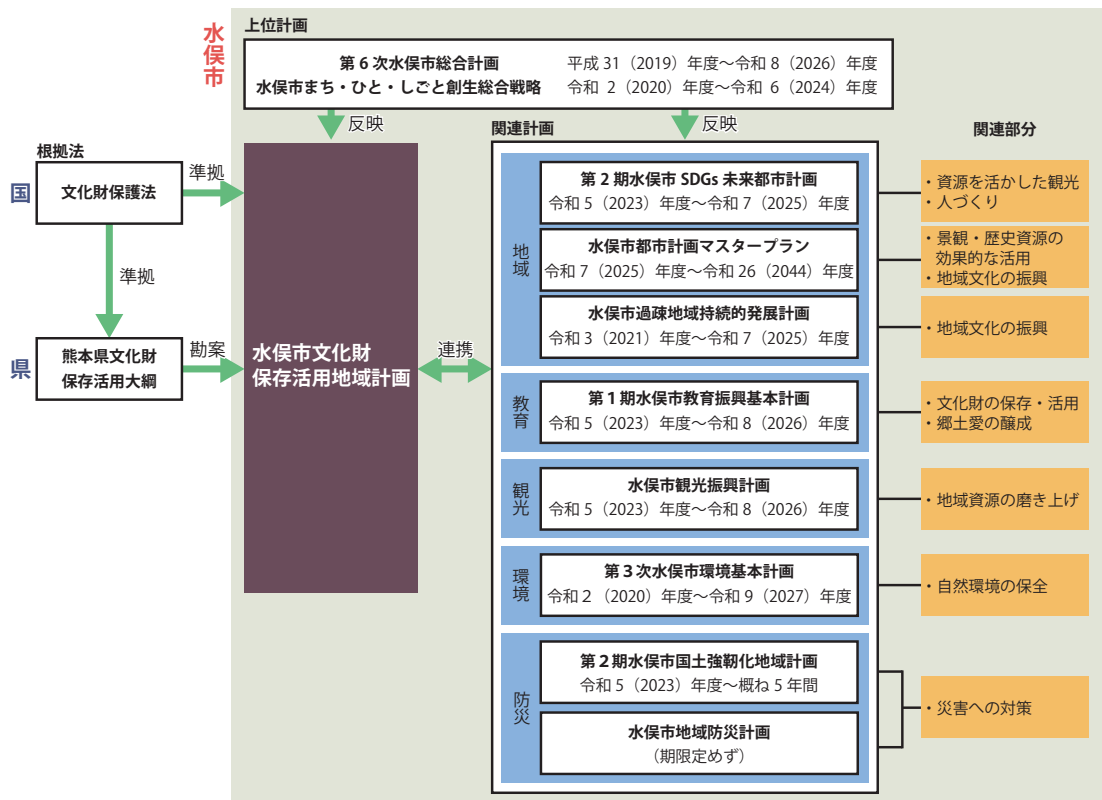


図2 関連計画との関連性

表1 関連計画の抜粋

計画名 年度	目指す将来像	関連部分
第6次水俣市総合計画 平成31(2019)年度～ 令和8(2026)年度	みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣	基本目標2 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化) 施策6 文化の振興 市民文化祭の開催などを通じて、文化の振興を図るとともに、水俣が生んだ偉人の生き方や言葉、郷土の歴史が息づいた文化財を通じた学びによって、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸成に努めます。 また、多くの市民が優れた文化芸術に触れる機会を設け、心豊かな生活の創出に努めます。
第2期水俣市SDGs未来都市計画 令和5(2023)年度～ 令和7(2025)年度	みんなが幸せを感じ、 笑顔あふれる元気なまちづくり	1. 2自治体SDGsの推進に資する取組 (1) 自治体SDGsの推進に資する取組 ②地域資源を活かした観光の振興 南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジまでの開通を契機に、観光客誘致のためのPRの強化や、地域資源のより効果的な活用を進め、新たな観光資源と特産品を開発し、着地型観光推進による交流人口の増加を図る。また、広域交流拠点としてのエコパーク水俣においては、イベントやスポーツ大会の開催、誘致などを推進していく。

計画名	目指す将来像	関連部分
年度		
第1期水俣市教育振興基本計画	郷土の明日（あす）をつくる、心豊かな人づくり	重点目標4 県内で初めて作成する「水俣市文化財保存活用地域計画」（令和4年度から令和6年度にかけて作成）に基づき、文化財を計画的に管理することにより、文化財の滅失や散逸などを防止し、地域社会総がかりで、文化財の継承に取組、文化財の保存活用を通し、市民の郷土に対する愛着と誇りの醸成に努めます。 さらに、多様な主体との連携による文化観光や地域の活力向上に取組ます。
令和5（2023）年度～令和8（2026）年度		
水俣市観光振興計画	『でかくっか水俣』～水俣の魅力を地域が誇り、高め合い、発信して、水俣に出かけたくなる人を何度も呼び込む観光を目指します～	施策3 観光資源の発掘と磨き上げ 本市には、自然、温泉、歴史や文化など多くの地域資源がありますが、それらを効果的に活用できているとは言い難い状況です。 誘客を図るためには、改めてこの地域資源を魅力ある観光資源へと磨き上げることが必要であるため、コンテンツの見せ方や見え方、楽しみ方など多様な方面から新しい価値を掘り起こすとともに、関係機関と連携し、観光コンテンツとしての魅力向上を図ります。 <具体的な取組> ⇒ 観光関連事業者の経営強化と魅力向上 ⇒ 観光資源として誘客のある施設の維持管理 ⇒ 老朽化した看板の更新や多言語化 ⇒ 水俣市文化財保存活用地域計画の作成
令和5（2023）年度～令和8（2026）年度		

（2）本計画とSDGs

国際連合は、平成27年（2015）に「誰一人取り残さない」という理念のもと、自然環境や社会環境のあるべき姿を示した世界共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。我が国においても、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」を策定し、その実施方針において、地方自治体に対してもSDGs達成に向けた取組の促進を求めており、SDGsは行政運営における重要な指針の一つになっています。

本市では、これまで取り組んできた環境に配慮した施策や取組を踏まえつつ、「経済」「社会」を加えた三側面の統合的取組により好循環を生み出し、未来にわたって豊かで活力ある地域社会を創造していこうとする提案内容が評価され、令和2年（2020）7月に「SDGs未来都市¹」に選定されました。今後も「SDGs未来都市計画」に基づき、SDGsの達成に向けて取組を推進していきます。文化財の保存・活用においても、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立し、持続可能な取組が求められます。



SDGs 未来都市
みなまた

1 地方創生SDGsの達成に向けて、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体として内閣に選定された都市のこと。

表2 文化財の保存・活用に関連するSDGsのゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	関連する文化財の保存・活用
4 質の高い教育をみんなに 	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	文化財を知る機会の提供 文化財の継承を担う人材の育成
6 安全な水とトイレを世界中に 	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	天然記念物、稀少動植物の保護
8 働きがいも経済成長も 	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	文化財の観光への活用
11 住み続けられるまちづくりを 	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	文化財の継承とまちづくりへの活用
15 陸の豊かさも守ろう 	15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	天然記念物、稀少動植物の保護

4 本計画の対象とする文化財と用語の定義

「文化財」とは、文化財保護法第2条の定義に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。文化財のうち、一定の基準を満たしたものが、手続きを経て指定や登録を受けた「指定等文化財」となります。指定や登録は、国、都道府県、市町村が、文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例の規定によって行っています。また、文化財保護法では、第92条で土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）を、第147条で文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術又は技能（文化財の保存技術）を保護の対象としています。

本計画では、指定の有無に関わらず、上記の6つの類型の文化財、埋蔵文化財、保存技術を対象にします。それに加え、これまでの文化財の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史文化、自然などの特徴を物語る様々な要素や、地域で大切に継承されてきた、または日常的に親しまれている様々な資源についても、その他地域資源として、本計画の対象とし、本計画においては計画の対象とするこれらの総称を「文化財」とします。

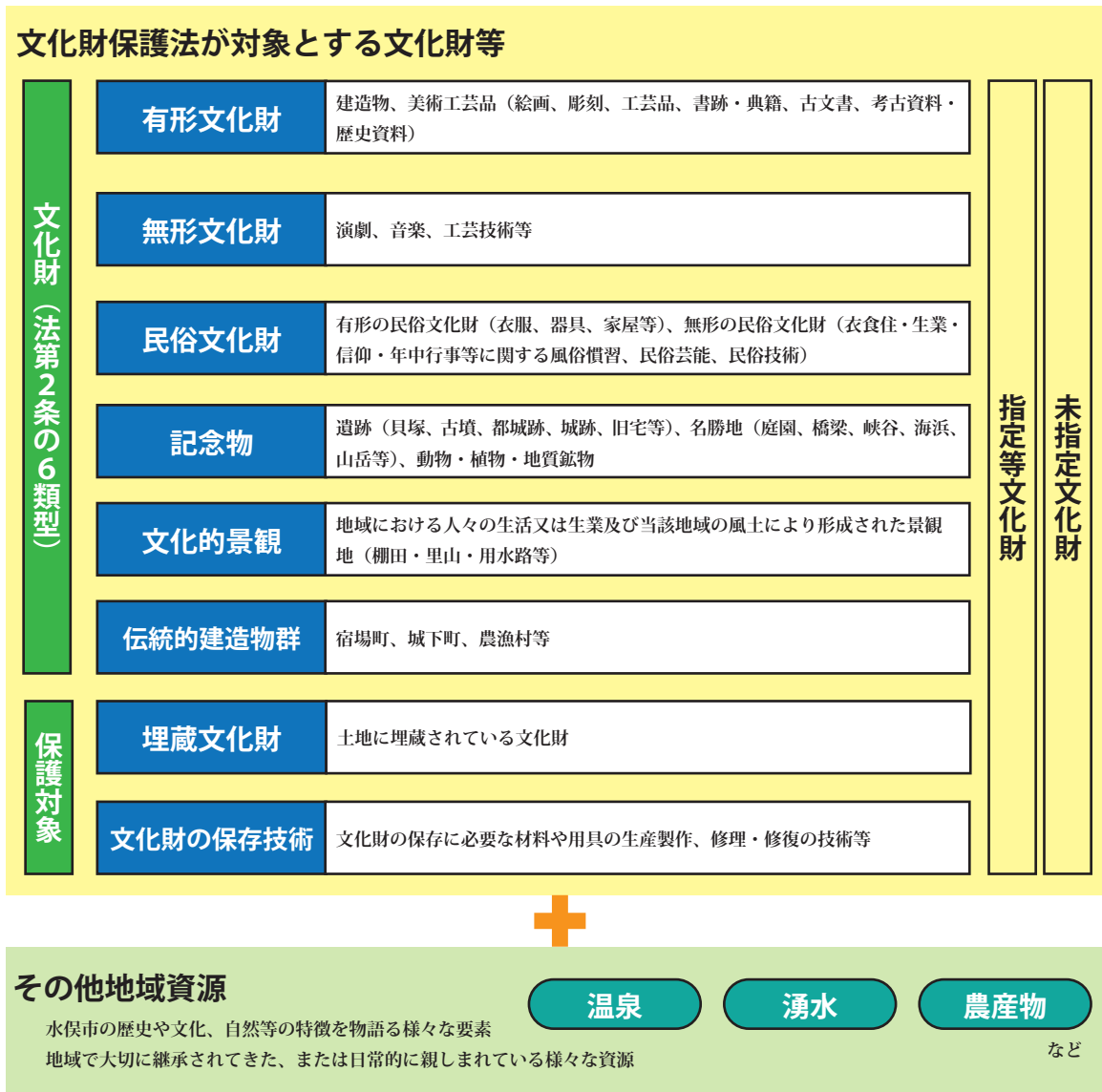


図3 本計画における文化財の定義